

算出期間の最終四半期において配合飼料価格安定制度における  
四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から  
控除する額について

令和3年9月27日付け3農畜機第3357号

肉豚経営安定交付金交付要綱（平成30年12月21日付け30農畜機  
第5241号）第4の5の（5）に規定する交付金として支払う額の概算  
払に当たり、算出期間の最終四半期において配合飼料価格安定制度におけ  
る四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した額から控除す  
る理事長が別に定める額は、900円とする。

附 則

この規程は、令和3年9月27日から施行する。